

# 令和7年度たつの市地域公共交通計画推進業務仕様書

## 1 業務名

令和7年度たつの市地域公共交通計画推進業務

## 2 業務の目的

本業務は、令和4年3月に策定した『第2次 たつの市地域公共交通計画』（以下、計画）に基づく各事業を推進することを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日までとする。

## 4 業務内容

### (1) コミュニティバス・圏域バス・デマンド交通への乗り込み調査の実施

市内を南北に運行するコミュニティバス、たつの市と上郡町を結ぶ圏域バス（播磨科学公園都市圏域定住自立圏 圏域バス）、市内を5つの区域に分けて運行するデマンド交通（市民乗り合いタクシー）の利用状況を調査する。

調査は、2日間（平日1日・土曜日1日）を調査期間として、調査員がコミュニティバス車両、圏域バス車両、市民乗り合いタクシー車両に乗り込み、アンケート調査・ヒアリング調査を行う。コミュニティバス利用者調査は、車内で利用者にアンケート調査票を配布し郵送にて回収を行う。圏域バス利用者調査は、車内で利用者にアンケート調査票を配布し車内で回収を行う。市民乗り合いタクシー利用者調査は、車内で調査員によるヒアリング調査を行う。

なお、調査に係る調査票の設計・印刷・郵送回収費は、受託者の負担とするものとする。

(2) コミュニティバス・圏域バス・デマンド交通の事業評価及び効果検証

(1) 「コミュニティバス・圏域バス・デマンド交通への乗り込み調査の実施」で回収した調査票を入力（データ化）・集計・分析し、過年度調査結果と比較することで、コミュニティバス利用者の属性や外出頻度、満足度の変化を把握し、コミュニティバスの評価及び効果検証を行う。また、市民乗り合いタクシー利用者の属性や外出頻度、満足度の変化等を把握し、デマンド交通の評価及び効果検証を行う。  
圏域バスは、利用者属性や外出頻度、満足度等を把握する。

(3) 評価・検証結果を踏まえた改善案の検討・提案

(2) 「コミュニティバス・圏域バス・デマンド交通の事業評価及び効果検証」で整理した結果及び更なる運行改善の要望を把握し、コミュニティバス・圏域バス・市民乗り合いタクシーの改善策の検討・提案を行う。

(4) コミュニティバスの再編検討

令和6年度に実施した大浦地区住民アンケート調査結果をもとに、大浦地区を運行するコミュニティバスの再編検討をおこなう。

検討したコミュニティバスの再編案をもとに、令和8年10月からの再編運行実施をめざす。

交通事業者との協議資料の作成、再編に向けた支援を行う。

(5) 運賃協議会の開催に向けた資料作成

路線見直しに係る運賃協議会に提供する資料の作成及び印刷を行うとともに、意見の整理と分析、議事録の作成等運営補助を行う。

また、公表用資料の作成及び意見のとりまとめを行う。

なお、運賃協議会の開催回数は1回とする。

(6) 地域公共交通会議の開催に向けた資料作成

運行事業者が保有するコミュニティバス・圏域バスの乗降データを用いて、毎月の利用者数を集計・整理する。また、予約センター運行管理システムに蓄積されているデマンド交通の運行実績データを用いて、毎月の利用者数及び利用者属性を集計・整理する。

上記の利用状況整理結果や本業務の実施状況、計画に基づく事業の進捗状況及び

数値目標の達成状況等について、たつの市地域公共交通会議に提供する資料の作成及び印刷を行うとともに、意見の整理と分析、議事録の作成等運営補助を行う。

なお、たつの市地域公共交通会議の開催回数は3回とする。

#### (7) ワーキンググループ会議の開催に向けた資料作成

運行事業者が保有するコミュニティバス・圏域バスの乗降データを用いて、毎月の利用状況を集計・整理する。また、予約センター運行管理システムに蓄積されているデマンド交通の運行実績データを用いて、毎月の利用者数及び利用者属性を集計・整理する。

上記の利用者数整理結果や本業務の実施状況、計画に基づく事業の進捗状況及び数値目標の達成状況等について、ワーキンググループ会議に提供する資料の作成及び印刷を行うとともに、意見の整理と分析、議事録の作成等運営補助を行う。

なお、ワーキンググループ会議の開催回数は3回とする。

#### (8) 報告書の作成

上記(1)～(7)で検討した内容を整理し、報告書を作成する。

#### (9) 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に遂行するに当たり、本業務の進め方や進行管理・成果等について常にたつの市地域公共交通会議と連携を図り、情報を共有するため、打合せ協議を行う。

打合せ協議は、業務着手時、成果納品時、中間時1回の計3回とし、業務着手時、成果納品時には、管理技術者が立ち会うものとする。

### 5 成果品及び納入期限

作業内容を取りまとめて整理を行い、報告書を作成し、成果品を提出する。

なお、電子データには、GISソフトによるデータ整理の際に作成したシェープファイルを含む。

(1) 報告書 2部：令和8年3月19日

(2) 電子データ 1式：令和8年3月19日

## 6 その他

- (1) 受託者は、たつの市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報や全ての事項に関して他社に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。
  
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、常に担当者と連絡をとれる状態とし、担当者からの申し出があった際は、原則、たつの市地域公共交通会議事務局に出向き協議を行うものとする。
  
- (3) 本業務で得られた成果物の著作権、利用権は、たつの市地域公共交通会議に帰属するものとする。
  
- (4) 本特記仕様書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、たつの市地域公共交通会議担当者と協議のうえ、その指示に従う。